

函 子 子

令和4年7月5日

報道関係 各位

子ども未来部子育て支援課長

子育て世帯生活支援特別給付金にかかる報道依頼について

このことについて、報道方よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 給付金名称 子育て世帯生活支援特別給付金
- 2 給付内容 別紙のとおり

(子ども未来部子育て支援課 21-3273)

## 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため給付金を支給します。

**支給対象者**(次のいずれかに該当する方)

### (1)ひとり親世帯

- ①4月分の児童扶養手当受給者(6月23日(木)に支給済)
- ②公的年金等を受給していることで、4月分の児童扶養手当を受給していない方(申請必要。7月下旬以降順次支給予定)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている方(申請必要。7月下旬以降順次支給予定)

### (2)その他世帯

- ①4月分の特例給付を除く児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度市民税均等割が非課税の方(申請不要。7月中旬以降順次支給予定)  
なお、新生児(令和4年4月～令和5年2月までの出生児童)も対象となります。
- ②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童の養育者で、以下のいずれかに該当する方  
なお、一定の障がいのある児童の場合は20歳までが対象となります。  
(申請必要。7月下旬以降順次支給予定)
  - ・令和4年度市民税均等割が非課税の方(高校生のみ養育世帯の方、公務員の方は申請必要)
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

## 給付額

対象児童1人あたり一律5万円

## 申請方法

支給対象者(1)～②、③の方のうち、児童扶養手当が全額停止の方や、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金を受けられるなど、支給対象と想定される方には、6月下旬に申請書類等を送付していますが、この他に支給対象者に該当すると思われる方は、申請書に必要事項を記入し、子育て支援課または各支所窓口へ提出してください。(申請書は子育て支援課、各支所窓口で配布しています。また、市HPでもダウンロードできます。)

## 申請期限

令和5年2月28日(必着)

## お問合せ

子育て支援課専用ダイヤル(ひとり親世帯) 21-3353・(その他世帯) 21-3914

[HP](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022052000027/)<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022052000027/> (ひとり親世帯)

[HP](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053100061/)<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053100061/> (その他世帯)

※本市独自の制度として実施する「子育て世帯物価高騰等緊急給付金」の支給については、別途お知らせいたします。